

○学校法人松山大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程

2007（平成19）年11月13日

制定

改正 2014（平成26）年10月 7日

2015（平成27）年 3月18日

2016（平成28）年 3月15日

2017（平成29）年 3月14日

2024（令和6）年 9月11日

2025（令和7）年 4月28日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）における公的研究費（文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。以下同じ。）の運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 本法人における公的研究費の運営及び管理については、関係法令、当該研究費を配分する機関が定めた研究費の使用に関する規則及びその他の規程等（以下「使用規則等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（責任体制）

第2条 本法人における公的研究費の運営及び管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者等を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本法人全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、理事長をもって充て、最高管理責任者は、不正防止に関する基本方針を策定及び周知し必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、常務理事（財務担当）をもって充て、統括管理責任者は、組織横断的な体制を総括する責任者であり、本法人の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、松山大学・松山短期大学公正研究委員長をもって充て、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、公的研究費の運営及び管理に関する業務についてコンプライアンス推進責任者を補佐する者とし、事務局長をもって充てる。
- (5) 経理事務責任者は、公的研究費の支払等の経理事務について責任と権限を持つ者とし、図書館事務部の長をもって充てる。

（環境の整備）

第3条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を誘発させる要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図らなければならない。

2 最高管理責任者は、この規程及び使用規則等の適正な実施及びチェック体制の保持について、常に見直しを行わなければならない。

(職務権限の明確化)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 研究者は、使用規則等を遵守し、適正に公的研究費を使用しなければならない。

3 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して財務部経理課に検収担当者を置き、検収を行うものとする。なお、検収担当者が必要と認めた場合には、公的研究費による購入物品の検収を他の部署又は他の研究機関に委任することができるものとする。

4 公的研究費の支払等の経理事務は図書館事務部総合研究所事務課が行い、経理事務責任者及び事務担当者を置くものとする。

5 事務担当者は、本法人の関係規定及び使用規則等に基づき、コンプライアンス推進責任者及び経理事務責任者の指示に従い、適正な事務処理を行わなければならない。

6 事務処理については、別の定めによるものとする。

(公的研究費の執行)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを本法人の専任かつ常勤の教育職員及び事務職員等（以下「教育職員及び事務職員等」という。）に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の使用について不適切な取扱いとなっていないことを常に運営及び管理状況を点検及び把握し、必要とする場合は指導又は改善の措置を取らなければならない。

3 公的研究費による物品の調達、契約等については、学校法人松山大学固定資産及び物品並びに用役調達規程に基づき行うものとする。

(公的研究費相談窓口)

第6条 公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する本法人内外からの相談受付窓口は、図書館事務部総合研究所事務課とする。

(不正行為告発窓口)

第7条 公的研究費の不正に関する本法人内外からの告発等の通報を受付ける窓口は、松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程に定める受付窓口とする。

(調査及び懲戒)

第8条 不正に関する調査及び懲戒に関する手続き等については、松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程の定めるところによる。

(取引業者への措置等)

第9条 取引業者は、本法人が実施する不正防止対策の理解や意識を高めるための説明会に参加し、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 本法人の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 教育職員及び事務職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、受付窓口に通報すること。

2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、学校法人松山大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領の定めるところによる。

(不正防止計画の策定及び実施)

第10条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

2 不正防止計画の推進を担当する部署は、図書館事務部総合研究所事務課とする。

(監査体制)

第11条 公的研究費における内部監査の充実強化を図るため、年複数回の内部監査を行うものとする。

2 内部監査は、本法人全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注、検収及び支払いの現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的、効果的及び多角的な観点から監査を行うものとする。

3 内部監査室長は、内部監査の実施結果について、文書をもって理事長に報告するとともに、松山大学学長又は松山短期大学学長に報告するものとする。

(行動規範)

第12条 本法人において研究活動を行う者及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範については、別に定める。

(関係者の意識向上)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営及び管理に関わる意識向上を図るため、公的研究費に関する説明会を年複数回開催するものとする。

2 公的研究費の運営及び管理に関わる者は、本法人が実施する不正防止対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 本法人の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則に違反して、不正を行った場合は、本法人や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(所管)

第14条 この規程に関する事務は、図書館事務部総合研究所事務課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、松山大学・松山短期大学公正研究委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2007（平成19）年11月13日から施行し2007（平成19）年4月1日から適用する。

附 則（2014（平成26）年10月7日）

この規程は、2014（平成26）年10月7日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月18日）

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2016（平成28）年3月15日）

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年3月14日）

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則（2024（令和6）年9月11日）

この規程は、2024（令和6）年9月11日から施行し、2024（令和6）年4月1日から適用する。

附 則（2025（令和7）年4月28日）

この規程は、2025（令和7）年4月28日から施行し、2025（令和7）年4月1日から適用する。